

環境経営レポート(2023年度)

(運用期間: 2023年6月1日～2024年5月31日)

第7号



令和6年3月完成 静岡県沼津土木事務所発注の黄瀬川護岸工事

(有) 大木 産業

作成日: 2024年8月5日

目 次

I. 組織の概要	P 1
II. 実施体制	P 2
III. 環境経営方針	P 3
IV. 環境経営目標	P 4
V. 環境経営計画に基づき実施した取組内容	P 5
VI. 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標	P 6
VII. 環境経営計画の取組結果とその評価, 及び次年度の環境経営計画	P 7
VIII. 当社の取組み	◆社内研修他◆ P 8
	◆地域との融合◆ P 9
IX. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果, 並びに違反, 訴訟などの有無	P 10
X. 代表者による全体の評価と見直し・指示	P 11
環境上の緊急対策	P 12、13

I 組織の概要

1. 事業者名 有限会社 大木産業
2. 代表者氏名 大木 一秋
3. 所在地 本社：静岡県御殿場市中畑2093
資材置場：静岡県御殿場市中畑1596-5
4. 事業活動 建設業(土木、とび・土工)
5. 従業員数 10名
6. 環境管理責任者 大木 悦子
連絡担当者 武井 君夫
7. 連絡先 TEL (0550)-89-1573
FAX (0550)-89-6524
(E-mail: ooki@mail.wbs.ne.jp)
8. 建設業許可
建設業
静岡県知事許可(般-04)第3200号

9. 事業の規模
① 設立(所在地) 1973年5月

② 事業規模

活動規模	単位	2021年	2022年	2023年
売上高	百万円	115.94	121.099	193.758
従業員	人	10	10	10
事務所床面積	m ²	50	65	65
倉庫床面積	m ²	500	500	500
資機材置場	m ²	1060	1060	1060

10. 事業年度
6月1日～翌年5月31日
11. レポートの運用期間及び発行日
環境経営レポート運用期間(2023年6月1日～2024年5月31日)
環境経営レポート発行日(2024年8月5日)
12. 認証・登録の対象範囲
活動：土木工事業
対象組織：本社(事務・経理部門、工務部門、現場部門)

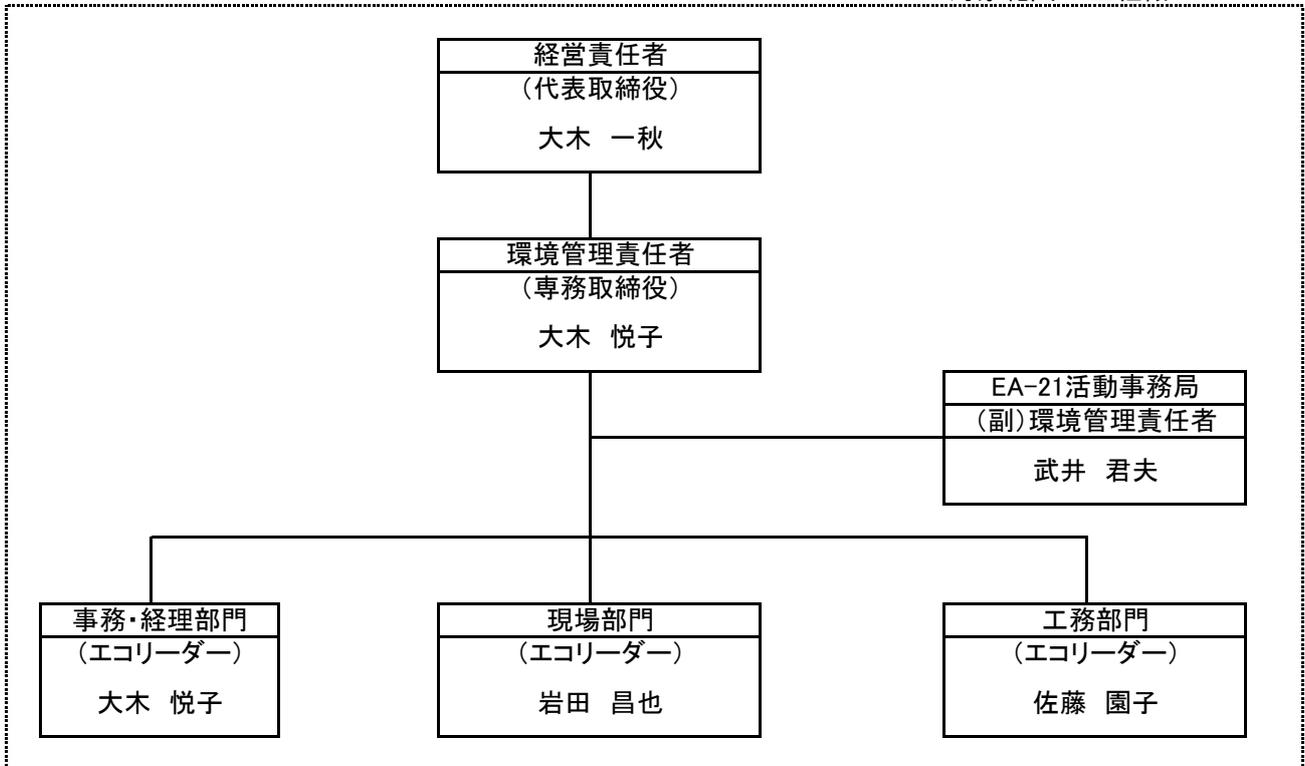


Ⅱ 実施体制

作成日: 2018年8月1日

作成者: 武井 君夫

対象範囲 : 全組織



<環境管理組織における機能>

経営責任者

- ① 環境経営全般に対するの責任と権限
- ② 環境方針の作成と社員への周知
- ③ 実施体制の構築と継続
- ④ 全体の評価と見直し
- ⑤ 経営の課題とチャンスの明確化

環境管理責任者

- ① 環境経営活動の推進
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 環境経営推進会議の実施
- ④ 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- ① 各部門のデータのまとめ
- ② 環境経営計画の予実績管理
- ③ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者補佐
- ⑤ 環境関連法規等最新版管理
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門

- ① 環境経営計画の実施
- ② 月別部門データの集計・報告
- ③ 問題点の把握と是正の実施
- ④ 推進会議の出席・従業員の教育

Ⅲ 環境経営方針

《企業理念》

当社は、有限会社大木産業の過去の実績、経営理念に基づき、本業である建設工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや、地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事に積極的に取り組み、お客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

《環境方針》

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を推進いたします。
 - ① CO₂削減の為の省エネ活動に取り組みます。
 - ② 廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
 - ③ 水資源を有効活用し、節水に努めます。
 - ④ グリーン商品の調達活動に取り組みます。
 - ⑤ 建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。
 - ⑥ 建設リサイクル法による適正処理をいたします。
2. 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境経営目標の達成状況及び活動経営計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善致します。
3. 環境に関する法規制及び協定を遵守致します。
4. 全社員が環境経営方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。
また、社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます

制定年月日 2018年8月1日

有限会社 大木 産業

代表取締役 大木 一秋

IV 環境経営目標

1. 2023年度環境目標

項目	単位	基準期間	2023年度				
		2022年6月 ～ 2023年5月	2023年6月 ～ 2024年5月				
		基準値	目標削減率	目標値			
二酸化炭素排出量(会社全体)	kg-CO ₂	43,306	-1%	42,873			
二酸化炭素排出量(事務所)	kg-CO ₂	17,116	-1%	16,945			
内訳	電力	kWh	7,597	-1%	7,521		
	ガソリン(会社全体)	L	4,561	-1%	4,515		
	灯油	L	1,172	-1%	1,160		
	プロパンガス(LPG)	kg	64	維持管理	—		
二酸化炭素排出量(建設現場)	kg-CO ₂	26,190	-1%	25,928			
	軽油	L	10,151	-1%	10,049		
廃棄物	一般廃棄物排出量	t	0.16	維持管理	—		
	産業廃棄物排出量	t	893.00	-1%	884		
水道使用量の削減	m ³	267.00	維持管理	—			
建設資材等のグリーン購入率向上	%	—		—			
環境に配慮した自社の取り組み	建設副産物リサイクル率向上	%	65		70		
	環境配慮工事の提案	件	15		16		

2. 中期の環境目標

項目	単位	基準年度	目標年度				
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
		2022年6月 ～ 2023年5月	2023年6月 ～ 2024年5月	2024年6月 ～ 2025年5月	2025年6月 ～ 2026年5月	2026年6月 ～ 2027年5月	
二酸化炭素排出量(会社全体)	kg-CO ₂	43,306	-1%	-2%	-3%	-4%	
二酸化炭素排出量(事務所)	kg-CO ₂	17,116	-1%	-2%	-3%	-4%	
内訳	電力	kWh	7,597	-1%	-2%	-3%	-4%
	ガソリン(会社全体)	L	4,561	-1%	-2%	-3%	-4%
	灯油	L	1,172	-1%	-2%	-3%	-4%
	プロパンガス(LPG)	kg	64	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
二酸化炭素排出量(建設現場)	kg-CO ₂	26,190	-1%	-2%	-3%	-4%	
内訳	軽油	L	10,151	-1%	-2%	-3%	-4%
廃棄物	一般廃棄物排出量	t	0.16	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理
	産業廃棄物排出量	t	893.00	-1%	-2%	-3%	-4%
水道使用量の削減	m ³	267.00	維持管理	維持管理	維持管理	維持管理	
建設資材等のグリーン購入率向上	%	—	—	—	—	—	
環境に配慮した自社の取り組み	建設副産物リサイクル率向上	%	65%	70%	75%	80%	85%
	環境配慮工事の提案	件	15	16	16	16	16

1. 購入電力の二酸化炭素排出係数は、東京電力(令和3年度)の調整後排出係数「0.451kg-CO₂/kWh」を使用した。
2. 2020年度以降の建設資材等のグリーン購入は、目標値設定が難しく対象外とする。
3. 2020年度以降の環境に優しい工事についても、建設業は受注産業なので対象外とする。

VI 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

①運用期間(2023年6月～2024年5月)の環境目標の実績

項目	単位	基準期間	運用期間					
		2022年6月 ～ 2023年5月	2022年6月 ～ 2023年5月		2022年6月 ～ 2023年5月			
		基準値	目標削減率	目標値	実績削減率	実績値	評価	
二酸化炭素排出量(会社全体)	kg-CO ₂	43,306	-1%	42,873	79%	77,318	×	
二酸化炭素排出量(事務所)	kg-CO ₂	17,116	-1%	16,945	-1%	17,005	○	
内訳	電力	kWh	7,597	-1%	7,521	12%	8,520	×
	ガソリン(会社全体)	L	4,561	-1%	4,515	-3%	4,436	○
	灯油	L	1,172	-1%	1,160	-17%	976	○
	プロパンガス(LPG)	kg	64	維持管理	維持管理	-22%	50.0	○
二酸化炭素排出量(建設現場)	kg-CO ₂	26,190	-1%	25,928	130%	60,313	×	
内訳	軽油	L	10,151	-1%	10,049	130%	23,377	×
廃棄物	一般廃棄物排出量	t	0.16	維持管理	維持管理	0%	0.16	○
	産業廃棄物排出量	t	893.0	-1%	884	-27%	654	×
水道使用量の削減	m ³	267.0	維持管理	維持管理	-1%	264	○	
建設資材等のグリーン購入率向上	%	—		—		—		
環境に配慮した自社の取り組み	建設副産物リサイクル率向上	%	100.0		100.0		99.3	—
	環境配慮工事の提案	件	15		—		16	

<評価>

- ・会社全体の二酸化炭素排出量 : 今回の工事は、河川工事、農業用水路管の布設工事、防球ネット工事と排砂工事であり、軽油の使用量が請負金の増加(+56%)と河川工事の水替等により、前年と比べ130%増となった事、又工事量の増加に伴い事務所での仕事時間が増え電力の使用量が増加したために前年を上回った。
- ・電力 : 工事量の増加に伴い事務所での残業の増と、休日出勤が増えた為に、前年より増加した。
- ・ガソリン : 施工箇所は前年と比較して、通勤距離は変わらないが減らすことが出来た。尚、今後もエコドライブに努めます。
- ・灯油 : 前年と比べ使用量が17%減となったが、今後も節約に努めます。
- ・軽油 : 今年度は請負金の増加による重機の稼働時間の増と、河川工事で発電機による水替を行った為である。
- ・産業廃棄物 : 今回工事の管布設工事でAs塊、Co塊が発生したが、前年同様100%リサイクルできた。
- ・グリーン購入 : 事務用品の購入については、ほぼ7割エコマーク品の購入ができた。

<目標未達成項目の原因と是正>

二酸化炭素排出量(会社全体)	原因	請負金の増加に伴い電力、軽油の使用が増加したためである。
	是正	請負内容により増減するが、現状を認識し、節約に努めます。
電力	原因	事務所での稼働時間が残業、休日出勤等で増加した為である。
	是正	電灯の不使用时の消灯、エアコンの設定温度の管理等で節電に努めます。
軽油	原因	請負金の増加により重機の稼働時間の増と河川工事での発電機による水替を実施した為に増加した。
	是正	請負内容により変化するが、現状を認識し、節減に努めます。
	原因	
	是正	
	原因	
	是正	

<備考> 削減比率は、基準値に対する削減量の割合である。

②次年度の環境経営目標

変更なし

Ⅶ 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

(運用期間: 2023年6月～2024年5月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
					評価	内容	内容
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	武井	① 消灯の徹底(1回/週チェックする)	○	掲示→徹底されている	継続実施
				② 高効率照明機の使用	○	蛍光灯の一部をLED電球の使用	継続実施
		空調	武井	① 温度設定夏28℃ 冬20℃	○	表示、朝礼時説明	継続実施
				② クールビズ、ウォームビズ	○	表示、朝礼時説明	継続実施
				③ フィルター定期清掃	○	月一度実施	継続実施
	ガソリン・軽油	乗用車・トラック・ダンプ	岩田	① エコドライブ	○	エコドライブへの意識改革	継続実施
				② エコ整備	△	省エネオイルOK	継続実施
				③ 日常・定期点検の実施	△	日常点検マンネリ化	継続実施
				④ 省エネ車の導入検討	△	今後も継続	計画中
	重機	岩田	① アイドリングストップ	○	施工計画反映・徹底されている	継続実施	
			② 省エネ重機の使用	○	施工計画反映・徹底されている	継続実施	
	工事の施工	削減計画立案		① 施工計画に削減計画反映と活動展開	△	工事毎に計画作成	継続実施
廃棄物のリサイクル	事務所	大木	① コピー用紙の両面使用	○	裏紙使用	継続実施	
			② 集約化購買	○	徹底されている	継続実施	
			③ 3Rの実践	△	徹底されている	継続実施	
			④ 廃棄物の分別とリサイクル	△	分別基準と実施	継続実施	
	建設副産物のリサイクル	武井	① 廃棄物の分別化	△	混廃が一部あり	継続実施	
			② 電子 manifests の導入	○	全ての工事で導入済	継続実施	
節水	上水		大木	① 節水表示	○	表示済	継続実施
グリーン購入	事務用品他	大木	① 環境ラベル対応品の購入検討	△	実態調査	継続実施	
			② 何回も使える物購入検討	△	検討実施	継続実施	
			③ 小さい容器から大きな容器への切替検討	△	検討実施	継続実施	
	建設資材設備	武井	① 間伐材使用バリケードの購入	○	検討実施	継続実施	
② リサイクル材の購入			△	検討実施	継続実施		
環境配慮工事	特定工事他	武井	① 特定工事での施工計画への反映の検討	△	検討実施	継続実施(重点項目)	
			② 環境配慮工事の提案の検討	△	検討実施	継続実施(重点項目)	
地域貢献			武井	① 近隣道路清掃	○	月1回作業場前道路清掃	継続実施

<備考>

評価判定: ○(良くできた) △(まあまあできた) ×(できなかった) -(実施が見送られた)

Ⅷ 当社の取組み

◆社内研修で社員の意識づけ◆



毎月、第一金曜日に行っている安全訓練の実施日に、環境活動に対する意識改を図ります。

◆ごみの分別で処理時のCO2削減◆



◆経営資源の投入◆



事務所蛍光灯をLED電球の使用。

◆地域との融合◆

近隣清掃



事務所、施工現場周辺の道路の清掃活動を毎月実施している

IX 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年8月3日
評価者 EA-21 活動事務局 武井 君夫

法規・条例・規制	条項	適用内容または規制基準値	遵守評価			
廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○		
	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○		
	第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○		
	第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○		
	第12条の3第1項	マニフェストの交付		○		
	第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○		
	第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○		
	第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○		
	第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○		
	第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D、E票(180日以内)の期間内返却	○		
	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○		
	第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○		
	第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○		
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○	
第9条		対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-床面積合計90㎡以上 新築・増築工事-床面積合計500㎡以上 その他の工事に係る工事(土木工事等-請負代金額500万円以上)	○		
第10条		対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○		
第12条		対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○		
第16条		対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○		
第18条		対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○		
第31条		技術管理者の設置(解体工事の監督)		○		
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	○		
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○		
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○		
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○		
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	該当なし		
	第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	該当なし		
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のリサイクル料金の支払	該当なし		
	第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし		
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	該当なし		
	第16条	冷凍空調機器:全てで第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)実施 電動機定格出力に応じた資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	該当なし		
第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)		該当なし		
	建設業法	第3条の1 国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請 第25条第1項 主任技術者の設置 第25条第2項 管理技術者の設置		○ ○ ○		
省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500L/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原簿換算地)の把握	該当なし		
	水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○	
下水道法	第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○		
	河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	○	
静岡県条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	○		
	第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○		
	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条 産業廃棄物管理責任者の設置 第10条 委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○ ○		
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進)	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

X 代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 2024年8月3日

1・見直し関連情報	項目	確認 (必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書
2	環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 電力、軽油の使用量が増加し二酸化炭素排出量は会社全体として達成出来なかった。
3	環境経営計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組みます。
4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載いたしました。
5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。

2・代表者による全体評価・見直し指示	<p>二酸化炭素の排出量は会社全体として達成出来なかった。これは工事量の増加に伴い軽油の使用量の増加と、又、消費電力は事務での残業の増加、休日出勤等のより増加した。灯油の減少は現場の工事が短期間で終了したためと思われる。産業廃棄物の排出量は大幅に減少しているが、これは工事の設計の内容によるものであり100%リサイクルしています。建設業は、請負内容により大きく変動すると思われます。今回の運用期間はまだ、6年目であり環境経営方針や環境マネジメントシステム、その他については変更の必要性はないと判断しますが、目標を達成するよう環境経営計画等を見直すことを下記のような環境管理責任者に指示しました。</p>		
	<p>2024年8月3日 有限会社 大木産業 代表取締役 大木 一秋</p>		
	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ <input type="radio"/> 無	
	2 環境経営目標	<input checked="" type="radio"/> 有・無	電力、軽油が未達になったが、要因を把握し、目標達成方法を検討すること。
	3 環境経営計画	有・ <input type="radio"/> 無	
	4 環境に関する組織(実施体制含め)	有・ <input type="radio"/> 無	
	5 その他のシステム要素	有・ <input type="radio"/> 無	
6 その他(外部への対応)	有・ <input type="radio"/> 無		

事故及び環境上の想定結果と緊急対策

作成者：事務局

1. 想定及び対応処置

想定	南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表された。
南海トラフ地震について	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震と地震臨時情報について。 ・特別警報と避難指示について。
大規模地震発生の可能性が高まった時に行う防災処置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備の点検。 ・仮設建造物の固定。 ・従業員の避難場所と避難経路の確認。 ・地震の備えを再確認する等警戒レベルを上げる。 ・崖地や高所作業など突然の地震による強い揺れや、法面崩壊により安全が確保出来ない箇所の作業を休止し、状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、出来る限り通常の事業活動を継続する。
大規模地震が発生した時にとる防災処置	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全を確保し、必要な場合は避難所に避難する。 ・災害が発生した場合、災害協定を優先して実施する。 ・施工中の状況を確認し、現場に必要な応急措置を行う。 ・巨大地震（後続地震）の発生を想定した二次災害の防止に努める。
事業継続にあたり安全対策として取る項目	<ul style="list-style-type: none"> ・施工建造物の火災防止、敷地外への倒壊、資機材落下防止策を取る。 ・本社、資材置き場、資材倉庫などについて火災・延焼防止、転倒防止策をとる。 ・従業員の安全確保のため、通勤路の安全の確認、現場からの避難所の確認を行う。 ・主要設備の点検、施設の耐震診断結果に基づき危険箇所の点検を行う。

2. 訓練結果

訓練の想定と防災処置について	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の規模と避難について。 ・地震の発生が高まった時に行う防災処置。 ・地震が発生した時にとる防災処置。 ・事業継続のためにとる処置。 		
実施日時	2024年5月7日 (15:00～16:00)	参加者	社長、副管理責任者、 現場作業員5名
実施場所	資材置場の会議室		
研修書類	建設企業における南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応ガイドライン		
訓練内容と検証結果	訓練内容と対応策については、特に問題はなかった。	対応策の改訂の必要性	特になし。
参加者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大地震の予想規模と内容がよく解った。 ・巨大地震の臨時情報の内容と発令時期が解った。 ・巨大地震発生の可能性が高まった時に行う防災措置の内容が理解出来た。 ・巨大地震の発生時にとる防災措置と二次災害に備える必要性が解った。 ・事業継続のためにとる処置の必要性と内容が理解出来た。 ・今回は津波には触れなかったが、場所により津波対応の必要な事が解った。 		

緊急事態発生時の対応訓練



一次避難所(大子山3組集合場所)



市指定広域避難所(玉穂小学校)



写真貼付け欄

環境コミュニケーション受付表

※2023年度は、環境苦情はありませんでした。

作成・管理担当：

NO.	情報入手日	情報種類	通報者	通報方法	住所	内容	回答の 必要性	対応内容 (再発防止策)
					連絡先			
1	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
2	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
3	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
4	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
5	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
6	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
7	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
8	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	
9	/	対策 ・ 苦情		電話 ・ メール ・ ()			必要・不要	